

希望調査票の提出について

必ず全員提出してください。

令和8年4月に入学される対象者全員に「学校案内(本冊子)」と「学校選択制希望調査票」を送付しています。

入学を希望する学校が決まりましたら、「学校選択制希望調査票」に必要事項を記入し、同封の返信用封筒により提出してください。通学区域の学校への入学を希望する方や、私立・国立学校等への入学を予定している方も、必ず提出してください。

通学区域(10～11ページ)及び記入方法(小学校は48～49ページ、中学校は72～73ページ)を参考にしてください。

提出期限 **【郵送】 令和7年10月31日(金) 必着**
【持参】 令和7年10月31日(金) 17時30分まで

提出先 住吉区役所 教育文化課 3階34番窓口
〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

提出期限までに届かなかった場合や提出されなかった場合は、通学区域の学校を選択されたものとみなします。

■ 通学区域の学校への入学を希望する場合

通学区域の学校への入学を希望した場合は、必ずその学校に入学できます。

■ 通学区域外の学校への入学を希望する場合

入学を希望する学校を第2希望まで選択することができます。

各学校において、通学区域外からの受入予定人数を超える入学希望の申し込みがあった場合は、公開抽選により入学予定者を決定します。

抽選結果により補欠登録者となる場合がありますが、第2希望校まで選択した場合は、第1希望校の補欠としては登録されない場合があります。詳しくは、**抽選に当選されなかった方へ**(5ページ)を参照。

■ 大阪市立施設一体型小中一貫校(14ページ)への入学を希望する場合

必ず第1希望校として選択してください。詳細な学校案内については、9月以降に通学区域の小・中学校、または区役所で配付が可能になります。

希望調査結果の通知・公表

提出された希望調査票の一次結果に基づき、11月上旬に対象者全員に「希望調査結果通知」を送付します。希望調査結果については、住吉区ホームページでも公表します。

希望校の変更受付

希望校は変更受付期間中、1回に限り変更することができます。

■ **受付は窓口のみとし、送付や電話での受付はできません。**

■ **変更受付期間終了後の希望校変更はできません。通学区域の学校への変更もできません。**

■ 変更状況に関するお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

変更受付期間 令和7年11月14日(金)～11月20日(木)

受付時間 9時～17時30分まで

受付方法 住吉区役所 教育文化課 3階34番窓口

持ち物 「希望調査結果通知」、保護者の本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)
※保護者以外の方が手続きすることはできません。

最終希望調査結果の公表

変更受付期間終了後、12月上旬に最終の希望調査結果を住吉区ホームページで公表します。

抽選の実施・公表

通学区域外の学校を選択する希望者が多く、学校の受入予定人数を超えた場合は、原則として公開抽選を実施し、当選者(入学予定者)を決定します。同時に、当選されなかった方の補欠登録者としての順位を決定します。

抽選の有無については、12月上旬に通学区域外の学校を選択した方全員に「抽選の実施に関するお知らせ」を送付します。通学区域の学校への入学を希望された方は、抽選の対象となりません。

公開抽選の結果については、住吉区ホームページで公表します。

- 双子など、新1年生同士の兄弟姉妹で、同じ学校を希望される場合には、申請により1組として取り扱い、抽選結果が同じになるようにします。(小学校は48～49ページ、中学校は72～73ページ)
- 「自宅からの距離」、「他学年の兄弟姉妹関係」、「進学中学」による優先の取り扱いは行いません。
- 大阪市立施設一体型小中一貫校の抽選については、別途実施されます。

抽選日 令和7年12月8日(月)

抽選会場 住吉区役所 会議室他

抽選会場・抽選時間などの詳細については、「抽選の実施に関するお知らせ」によりお知らせします。

就学通知書・抽選結果の送付

12月下旬に対象者全員に「就学通知書」を送付します。抽選対象者への抽選結果の通知については、「就学通知書」をもって代えさせていただきます。

通学区域外の学校への入学予定者となった場合、その入学を辞退し、通学区域の学校の入学予定者として変更することはできません。

抽選に当選されなかった方へ

通学区域の学校の「就学通知書」と、あわせて「補欠順位通知書」及び「補欠登録辞退届」を送付します。

■ 第1希望校のみを選択していた場合

→ 抽選時に決定した順位により第1希望校の補欠登録者となります。

■ 第2希望校まで選択していた場合

◆ 第1希望者ですでにその学校の受入予定人数を超えている。

→ 抽選時に決定した順位により第1希望校の補欠登録者となります。

◆ 第2希望者でその学校の受入予定人数を超えている。

→ 改めて抽選となり、当選されなかった場合は、初回抽選時に決定した順位により第1希望校の補欠登録者となります。

※いずれの場合でも、第2希望校の補欠登録者にはなりません。

◆ その学校の受入予定人数を超えていない。

→ 第2希望校の入学予定者として決定します。

※この場合、第1希望校の補欠登録者にはなりません。

※入学を辞退して第1希望校の補欠登録者となることはできません。

第1希望校のみを希望する場合は、第2希望校を選択せずに「学校選択制希望調査票」を提出してください。